・第３条第４項の五に「特定情報管理課」を追加、これに伴い従前の第３条第３項の五を削除
・第４条第１項の一第13号、同条同項の二第10号及び同条同項の三第５号の「業務企画部企画課」を「企画課」に変更
・第４条第１項の一第16号及び第17号の「運営管理」を「運用管理」に変更
・第４条第１項の四に、従前の同条同項の五第１号乃至第20号を繰り上げ
・第４条第１項の五に、従前の同条同項の四を繰り下げ
・第４条第１項の六に「広報課」を新設、従前の同条同項の五「(広報)」を削除、従前の同条同項の五第21号・第22号を同条同項の六第１号・第２号に変更及び所掌業務を追加（第１号に「及びマスコミ対応」、第３号に「協会報及び季刊誌等の制作及び発行に関すること」、第４号に「ホームページに関する広報戦略の立案及びコンテンツの見直しに関すること」を追加）、これに伴い従前の同条同項の六を同条同項の八に繰り下げ、所掌業務を追加（第２号に「消費者被害の防止に関すること」を追加）及び従前の同条同項の六第２号を第３号に繰り下げ
・第４条第１項の七に「調査課（業務企画部）」を新設、従前の同条同項の五「(調査)」を削除、従前の同条同項の五第26号の「貸金関係法令」を「貸金業関係法令」に変更、第23号乃至第26号を同条同項の七第１号乃至第４号に変更、これに伴い従前の同条同項の七を同条同項の九に繰り下げ
・第４条第１項の十に、同条同項の九を繰り下げ、第３号に「及び貸金業関係法令集」を追加
・第４条第１項の十二に、同条同項の十一を繰り下げ
・第４条第１項の十三に、同条同項の十二を繰り下げ、第４号に「広告に係る調査の実施及び調査結果の取り纏めに関すること」、第５号に「広告に係る行政庁との情報連携に関すること」を追加
・第４条第１項の十四に、同条同項の八を繰り下げ、第１号を「特定情報照会サービスの運用に関すること」に、第２号を「特定情報に係る関係機関との連携に関すること」に、第３号を「協会員の反社会的勢力への対応に係る態勢整備に関すること」に変更
・第４条第１項の十五に、同条同項の十三を繰り下げ、「調査課」を「調査課（規律審査部）」に変更、第３号に「及び障害発生報告」を追加
・第４条第１項の十六乃至二十六に、従前の十四乃至二十四を順次繰り下げ、従前の第４条第１項の十九第７号の「貸金業務関連苦情」を「貸金業務等関連苦情」に変更
・第５条第３項に「審議役」を追加
・第５条第７項に「課課長、調査役、推進役」を追加
・第７条第１項に「ただし、内部監査室長については、この限りでない。」を追加。
・第12条の「(文書等取扱規則)」を「(文書等取扱規程)」に、「規則」を「規程」に変更
・第14条第２項の「防犯」を「防災」に、「細則」を「規程」に変更

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成二十七年三月九日　　瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　長野　章

1　定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条において定められた水域をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一　和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二　大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 三　兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 四　小鳴門水道東口小鳴門橋
大阪湾	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一　大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 二　兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
播磨灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一　兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 二　兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 三　小鳴門水道東口小鳴門橋 四　岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 五　香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線
備讃瀬戸	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一　岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 二　香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 三　広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線
燧灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一　広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 二　広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 三　広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線